平成25年　№32

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規程

制定理由

事務組織に置く専門員の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年９月26日　事務協議会　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年９月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成25年規則第20号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第３号）

(2) 東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第４号）

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務組織に置く専門員の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（副課長） 第３０条　課に，副課長を置くことができる。 ２　副課長は，上司の命を受け特定の事務を処理するとともに，課長の職務を助け課の事務を整理する。	（副課長） 第３０条　課に，副課長を置くことができる。 ２　副課長は，上司の命を受け特定の事務を処理するとともに，課長の職務を助け課の事務を整理する。
（専門員） 第３１条　課又は室に，専門員を置くことができる。 ２　専門員は，上司の命を受け，課又は室の所掌事務のうち高度の専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接処理するとともに，専門的見地から課長又は室長を補佐する。	
（部及び課に置く室長） 第３２条　部及び課に置く室に室長を置き，副課長又は専門員をもって充てる。	（課に置く室長） 第３１条　課に置く室に室長を置き，副課長をもって充てる。
（専門職員） 第３３条　課に，専門職員を置くことができる。 ２　専門職員は，上司の命を受け，課の所掌事務のうち専門的知識又は経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を直接処理する。	（専門職員） 第３２条　課に，専門職員を置くことができる。 ２　専門職員は，上司の命を受け，課の所掌事務のうち専門的知識又は経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を直接処理する。
第３４条～第３６条	第３３条～第３５条
附　則 この規則は，平成25年９月27日から施行し，平成25年９月１日から適用する。	

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：事務組織に置く専門員の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について 〔省略〕 （組織） 第３条　本会は，次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 事務局参事役 (3) 部長 (4) 副部長 (5) 課長 (6) 監査室長 (7) 副課長 (8) 専門員 〔省略〕 附　則 この規則は，平成25年９月27日から施行し，平成25年９月１日から適用する。	東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について 〔省略〕 （組織） 第３条　本会は，次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 事務局参事役 (3) 部長 (4) 副部長 (5) 課長 (6) 監査室長 (7) 副課長 〔省略〕